

## 「徳島まるごとパビリオン」ロゴマーク使用取扱要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、「徳島まるごとパビリオン」ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### （ロゴマークの使用目的）

第2条 ロゴマークは、2025年大阪・関西万博会場から、徳島への「人・モノ・コト・情報」の流れを創出するため、県全体を「まるごと」パビリオンと見立て、万博開催年度に県内で開催されるイベントや、魅力的なコンテンツが万博と連携したものであることをわかりやすく発信するためのツールとして使用する。

### （使用承認の審査）

第3条 徳島県観光スポーツ文化庁万博推進課長（以下、「管理者」という。）が審査の上、使用承認手続きを行う。

### （使用者に係る基準）

第4条 ロゴマークを使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）県知事部局、企業局、病院局及び県の行政委員会（以下「県知事部局等」という。）
- （2）県内市町村
- （3）県内教育機関及び研究機関
- （4）県内公益法人及びこれに準ずる団体
- （5）大阪・関西万博の機運醸成及び徳島県への誘客効果が顕著であると認められるイベント及びコンテンツを県内で運営する者で、公序良俗に反せずかつ反社会的勢力との関係が無い者

### （申請内容に係る基準）

第5条 ロゴマークを使用できるイベント及びコンテンツは、次の各号の全てに該当するものとする。

- （1）事業目的が大阪・関西万博の機運醸成及び徳島県への誘客に寄与するもので、公益性のあるものであること。
- （2）不特定多数の者に参加機会を与えるものであること。
- （3）参加者から費用を徴収する場合は、過度に収益性を求めるものでないこと。
- （4）大阪・関西万博のテーマ及び本県の行政施策方針に反しないものであること。
- （5）宗教活動を主たる目的とするものでないこと。
- （6）政治活動、営利広告、売名行為等、ロゴマークを使用することで、一般の誤解を招き、大阪・関西万博及び本県への信用を損ねるものでないこと。

### （使用承認の申請）

第6条 ロゴマークを使用しようとする者は、次の各号に掲げる書類を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

- （1）徳島まるごとパビリオンロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）
- （2）申請者の概要を明らかにする書類
- （3）申請するイベント及びコンテンツの内容を明らかにする書類

2 前項の規定について、次の各号に該当するときは、この限りでない。

- (1) 県知事部局等が、別紙に掲げるロゴマークのデザインを変更、改変することなく印刷物又は県の開設するホームページ等に使用するとき。
- (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。

(承認の回答)

第7条 管理者は使用申請に対し、審査を行った上で徳島まるごとパビリオンロゴマーク使用承認書(様式第2号)により回答するものとする。

(使用料)

第8条 ロゴマークの使用料は無料とする。

(使用上の遵守事項)

第9条 ロゴマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途にのみ使用し、管理者の指示する使用条件に従うこと。
- (2) ロゴマークのデザインを変更、改変しないこと。
- (3) ロゴマークを使用したチラシ、ポスター等のデータを速やかに管理者に提出すること。
- (4) 申請内容に変更があった場合は直ちに届け出ること。

(ロゴマークの使用期限)

第10条 ロゴマークの使用期限は、令和8年3月31日までとする。

(承認の取消)

第11条 管理者は、ロゴマークの使用がこの要綱又は承認内容に違反していると認められるときは、当該承認を取り消すことができる。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、管理者はその責めを負わないものとする。

(報告等)

第12条 管理者は、使用承認を受けた者にロゴマークの使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(知的財産権)

第13条 ロゴマークに関する一切の知的財産権は、徳島県に帰属する。

(責任の制限)

第14条 ロゴマークの使用によって生じた使用承認を受けた者の損害又は第三者との紛争等に関して、管理者は責任の一切を負わないものとする。

(補足)

第15条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの使用取扱について必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年2月1日から施行する。